

2026年1月8日

各 位

THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社
代表取締役社長 亀田 信吾
(コード番号: 3823 東証スタンダード)
問合せ先: 管理本部総務部長 副島 博
電話番号: (03) 4405-5460

臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに
決算期の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本臨時株主総会招集のための基準日設定について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使できる株主を確定するため、2026年1月24日（土）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日 : 2026年1月9日（金）
- (2) 基準日 : 2026年1月24日（土）
- (3) 公告方法: 電子公告（当社ウェブサイトに掲載いたします。）
<https://twhdc.co.jp>

2. 本臨時株主総会の日程及び目的事項について

当社は、本臨時株主総会において、決算期変更（事業年度の末日）に伴う定款一部変更の件を付議する予定です。開催時間、開催場所など詳細につきましては、決定次第、本臨時株主総会招集通知にてお知らせいたします。

- (1) 開催日 : 2026年3月12日（木）
- (2) 目的事項: 第1号議案 定款一部変更の件

3. 決算期（事業年度の末日）の変更について

(1) 決算期変更の理由

当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとしておりますが、当社グループ会社の増加に伴い、事業の繁忙期と決算期の重複を避け、グループ経営管理等における効率的な業務運営と適切な決算開示を推進するため、当社の事業年度を毎年5月1日から翌年4月30日までの1年に変更するものです。

(2) 決算期変更の内容

現在 : 毎年8月31日

変更後 : 每年4月30日

(注) 決算期変更の経過期間となる第22期は、2025年9月1日から2026年4月30日までの8ヶ月の変則決算となる予定です。

4. 定款の一部変更について

(1) 定款一部変更の目的

決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、現行定款に所要の変更をいたします。

(2) 定款一部変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(定時株主総会の基準日) 第11条 当会社は、毎年 <u>8月31日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。 2 (条文省略)	(定時株主総会の基準日) 第11条 当会社は、毎年 <u>4月30日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。 2 (現行どおり)
(召集の時期) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>11月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時これを招集する。	(召集の時期) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>7月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時これを招集する。
(事業年度) 第45条 当会社の事業年度は、毎年 <u>9月1日</u> から翌年 <u>8月31日</u> までの1年とする。	(事業年度) 第45条 当会社の事業年度は、毎年 <u>5月1日</u> から翌年 <u>4月30日</u> までの1年とする。
(剩余金の配当) 第46条 当会社は、毎年 <u>8月31日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剩余金の配当をすることができる。	(剩余金の配当) 第46条 当会社は、毎年 <u>4月30日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剩余金の配当をすることができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>2月</u>末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>10月31</u>日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</p>

（3）日程

本臨時株主総会決議 : 2026年3月12日（木）（予定）
 定款一部変更の効力発生日 : 2026年3月12日（木）（予定）

5. 今後の見通し

決算期変更後の第22期（2025年9月1日から2026年4月30日）の連結業績予想につきましては、決算期変更に伴う影響について精査を行い、確定次第速やかに公表いたします。

以 上